

江東区立大島中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「生徒は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない」という共通認識に立ち、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、【校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表・地域代表等】による「大島中学校いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的及び必要に応じて開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は速やかに開催し、早期対応にあたる。

役職	職名等	氏名
委員長	校長	菊地 康一
副委員長	副校長	堀 恭子
委員	生活指導主任	北山 紗恵佳
委員	学年主任	武田 進一
委員	学年主任	大河内 晴美
委員	学年主任	遠藤 望都
委員	養護教諭	新井 遥
委員	スクールカウンセラー	
委員	PTA 会長	

3 いじめの未然防止の取組

(1) わかる授業づくり……生徒一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

具体的な取組内容

- ・「こうとう学びスタンダード（ネクストステージ）」を基本とした校内で統一した授業規律の確立。
- ・授業改善推進プランに基づく生徒が「わかった」と実感できる授業展開に向けての授業改善。
- ・校内での授業研究の充実を図ることや ICT を活用した授業構成。
- ・ベテラン教員が若手教員を指導する OJT を活性化し、全教員の指導力の向上。
- ・生徒一人一人の特性に合わせた授業構成。また、ICT 活用による支援。

(2) 道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を生徒がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

具体的な取組内容

- ・生徒が主体的に考え、議論する道徳の授業を展開する。
- ・道徳授業地区公開講座等での保護者、地域との意見交換の内容を道徳授業の展開に生かす。
- ・ふれあい月間中の道徳授業において、いじめ防止や SOS の出し方をテーマにし、いじめについて考える。
- ・外部機関と連携し、情報モラル向上に向けた授業を行う。（セーフティ教室）

(3) 体験活動の充実……児童・生徒が主体的にいじめ未然防止に取り組んだり、他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動（ソーシャルスキル・トレーニング等）を、体系的・計画的に実施したりする。

具体的な取組内容

- ・全学年、道徳・学活・総合を通して、自他を尊重して的確に伝える技術を身に付ける。
- ・1年生での職業調べ、2年生での職場体験等の進路学習を通して、働くことの尊さ、人とかかわり、夢の実現等について考えさせ、自己肯定感を高める。
- ・地域清掃や募金活動等の体験から、地域、社会での自分の役割を考えさせ、自分も社会の一員だという意識を育てる。
- ・セーフティ教室を関係諸機関と連携して実施し、自らの身を守る力を育成すると共に、加害者にならない生徒を育てる。
- ・学校行事を通じて、感動する心、豊かな感性、健全な心を育成する。

(4) 学級経営の充実……学級活動に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、生徒の自己肯定感や自尊感情を育む。

具体的な取組内容

- ・学級活動や生徒会活動、学校行事を通して、生徒一人一人がお互いの存在を認め、人格を尊重する態度、他を思いやる心を育てる。（いいところ見つけ）
- ・年2回QUアンケートを行い、アンケート結果からクラス内での生徒一人一人の立場を分析し学級経営改善に生かす。
- ・学活や総合の時間を利用して、グループ・エンカウンターを実施し自己理解、他者理解、リレーションといった自己発見や人間関係づくりを促す。

- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策……全校生徒のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、生徒及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容

- ・警察や企業から講師を招き、生徒に対してインターネットやメールの危険性、正しい使い方について講演を行う。
- ・SNS 大中ルールを全生徒が実践出来るようにする。
- ・定期的に生徒にアンケートを実施し実態把握に努める。
- ・保護者と外部関係者との意見交換会を開き、保護者にも情報モラルの必要性を伝える。
- ・年に1回、夏休み期間中に各家庭でのスマホ（SNSを含む）の正しい利用について話す機会を作り、家庭ルールを保護者と生徒で話し合い決定させる。

- (6) いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容

- ・校内研修において、いじめの基本的定義を確認し、全教職員がいじめに対する統一認識を持ち、「いじめは絶対に行ってはならない」という強い意識をもって生徒指導にあたる。
- ・年2回Q Uアンケートを行い、アンケート結果からクラス内での生徒一人一人の立場を分析し学級経営改善に生かす。

4 いじめの早期発見のための取組

- (1) アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間3回、生徒に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内

- ・年3回（6月、11月、2月）、いじめに関するアンケートを実施し、早期発見につなげる。

- (2) 教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全校生徒を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容

- ・スクールカウンセラーによる1年生対象とした全員面談を実施し、生徒の実態把握に努めると共に、スクールカウンセラーの存在を生徒に認知させる。
- ・担任と生徒の教育相談面接を実施し、生徒の悩みや訴えを積極的に聞き取る。
- ・外部の教育相談機関を生徒、保護者に周知する。

- (3) 個人面談、家庭訪問、連絡帳等の活用……連絡帳等を活用して、生徒及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

具体的な取組内容

- ・本校の連絡帳「フォーサイト手帳エントリー版」を活用し、担任と生徒・家庭との連絡を密にし、信頼関係を築くことで、いじめの早期発見につなげる。
- ・三者面談やふれあい面談（個人）、家庭訪問で得た情報は校内で共有し、早期対応、早期解決を図る。
- ・一度相談を受けた生徒については、定期的に担任または本人が相談しやすい教員と面談を行い現状把握に努める。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職、生活指導部、当該学年に報告する。
- (2) 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめの解消（※）を目指す。
（※）①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安）。
②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒等について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。

(1) 法に規定されている重大事態の定義

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(生徒が自殺を企図した場合等)
- ② いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、(生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときその他の重大事態の疑いが生じた状況を含む。以下同じ。)教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② 学校は、重大事態が発生した場合、学校または学校の設置者において「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、(1)②に定める重大事態については、学校に「いじめ問題調査委員会」を設置することを原則とする。
- ③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④ 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置した場合、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤ 学校の設置者は、「いじめ問題調査委員会」の調査結果を踏まえた必要な措置をとる。